

# 益城町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

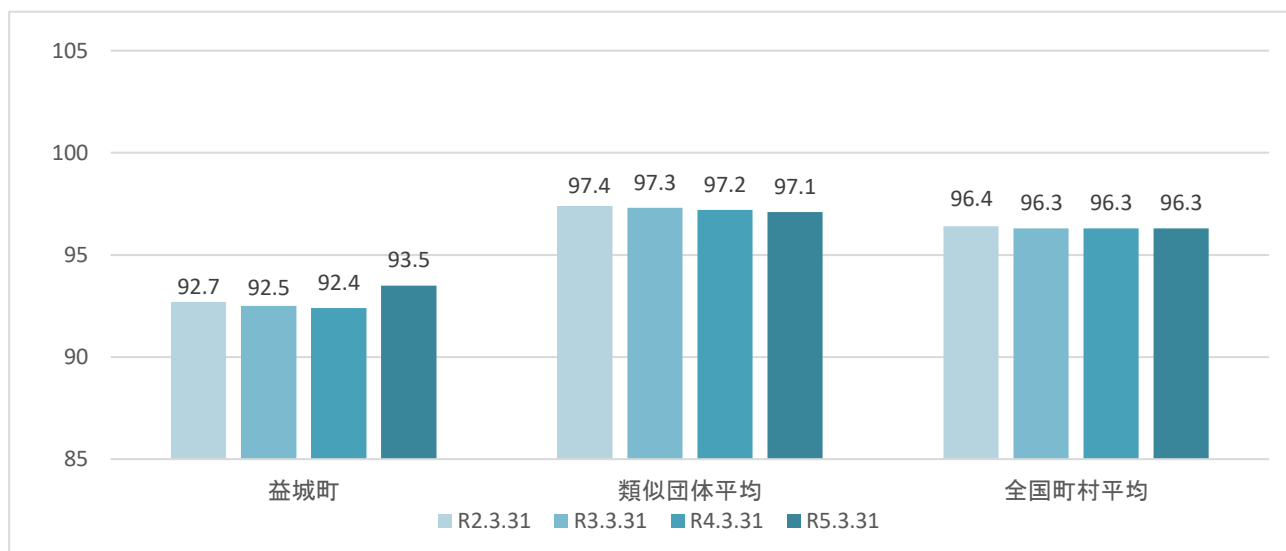
区分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R5年度	33,749	21,896,018	2,284,100	2,562,053	11.7	11.7

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
R5年度	263	831,358	134,503	296,067	1,261,928	4,798	5,685

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 括弧書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  

$$\text{（補正前のラスパイレス指数} \times \text{（1} + \text{当該団体の地域手当支給率）} / \text{（1} + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。}$$
  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 ※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会未設置のため記載なし

1) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円 ( - %)	勧告 (改定率) %		
R4年度	-	-	( - %)	-	-	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

2) 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
R4年度	-	-	-	-	-	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

1) 給料表の見直し

【  実施  未実施 】

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。  
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2) 地域手当の見直し

[  実施  未実施 ]

支給なし

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

#### 1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
益城町	42.8 歳	299,963 円	362,048 円	326,515 円
熊本県	43.2 歳	325,545 円	398,197 円	334,731 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.3 歳	304,046 円	376,949 円	337,759 円

#### 2) 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
益城町	49.9 歳	268,020 円	283,900 円	282,780 円
熊本県	55.8 歳	322,195 円	355,337 円	323,192 円
国	51.2 歳	286,942 円	— 円	329,178 円
類似団体	51.9 歳	295,730 円	325,909 円	314,418 円

(注) 1 「平均給与月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		益城町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	191,700 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	161,500 円	— 円
	中学卒	136,200 円	145,100 円	- 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

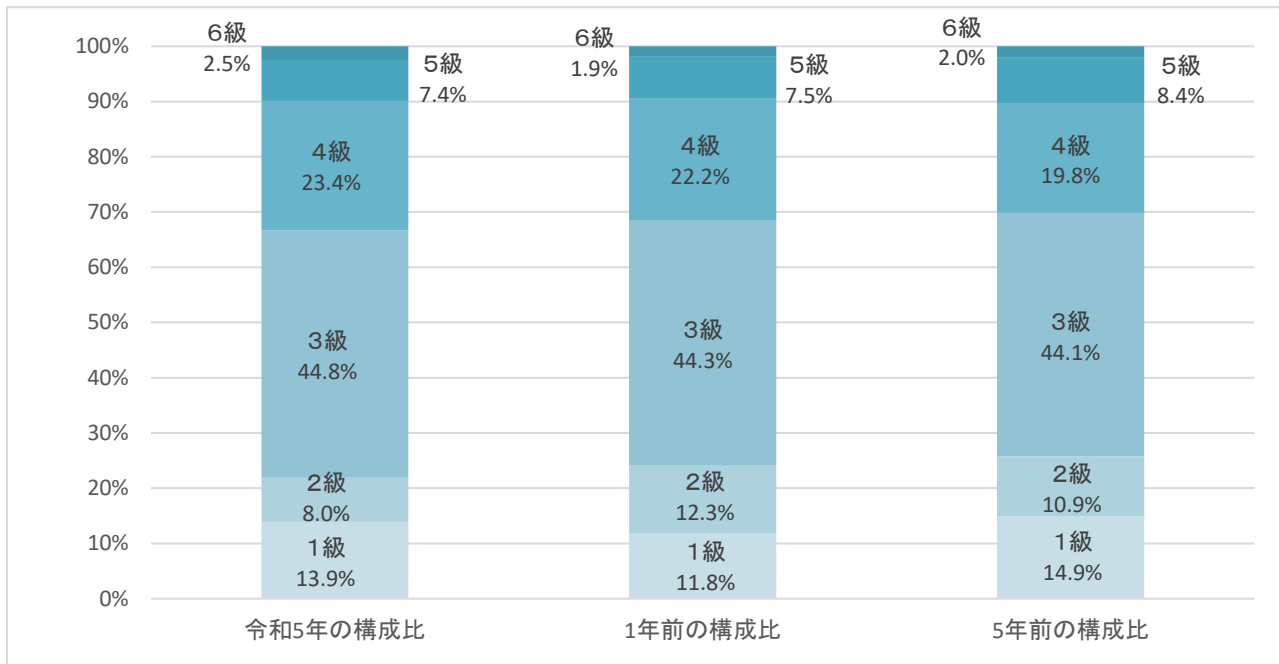
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,200 円	344,700 円	366,300 円	372,400 円
	高校卒	237,400 円	328,000 円	355,300 円	370,900 円
技能労務職	高校卒	- 円	247,000 円	273,500 円	278,700 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

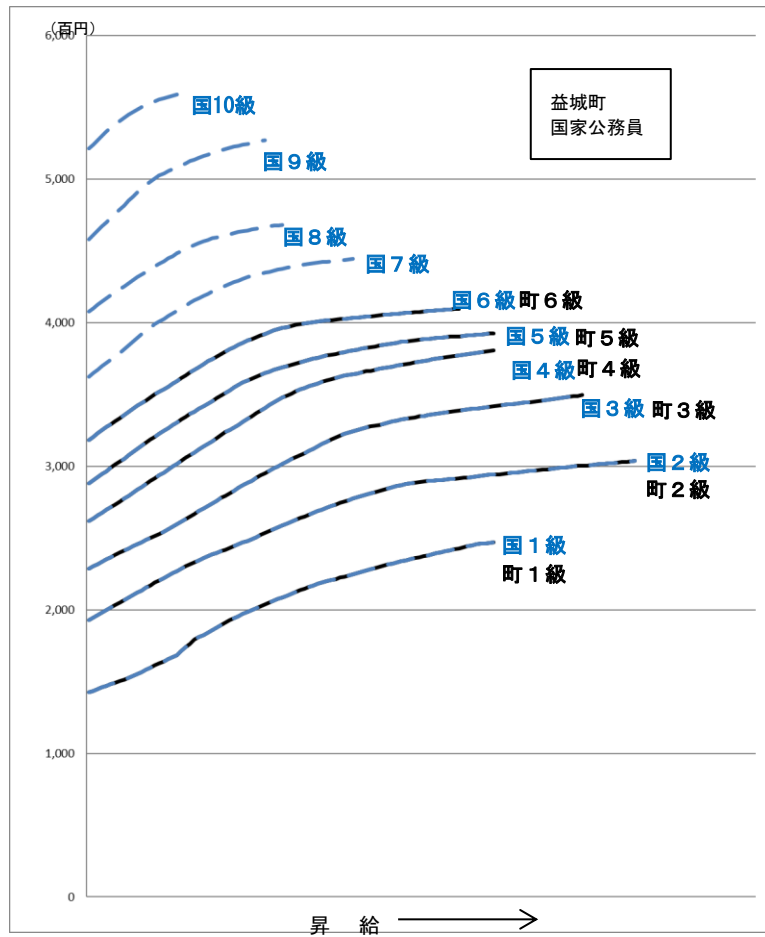
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、教諭、保育士の職務	28人	13.9%	150,100円	247,600円
2 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、教諭、保育士の職務	16人	8.0%	198,500円	304,200円
3 級	係長、の職務、参事の職務、主査の職務	90人	44.8%	234,400円	350,000円
4 級	相当の経験を有し、相当困難な業務を処理する課長補佐、主幹、幼稚園長、保育所長、教頭、主任保育士の職務	47人	23.4%	266,000円	381,000円
5 級	相当の経験を有する課長及び審議員の職務	15人	7.4%	290,700円	393,000円
6 級	総務課長、高度な知識経験を有し、相当困難な業務を処理する課長、審議員及び局長の職務	5人	2.5%	319,200円	410,200円

- (注) 1 益城町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年4月1日		令和7年4月1日	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

益城町	熊本県	国																																				
1人当たり平均支給額(令和4年度)	1人当たり平均支給額(令和4年度)	—																																				
1,393 千円	1,665 千円																																					
(R4年度支給割合)	(R4年度支給割合)	(R4年度支給割合)																																				
<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.40 月分</td> <td>2.00 月分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>( 1.35 )月分</td> <td>( 0.95 )月分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当			2.40 月分	2.00 月分			( 1.35 )月分	( 0.95 )月分			<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.40 月分</td> <td>2.00 月分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>( 1.35 )月分</td> <td>( 0.95 )月分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当			2.40 月分	2.00 月分			( 1.35 )月分	( 0.95 )月分			<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.40 月分</td> <td>2.00 月分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>( 1.35 )月分</td> <td>( 0.95 )月分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当			2.40 月分	2.00 月分			( 1.35 )月分	( 0.95 )月分		
期末手当	勤勉手当																																					
2.40 月分	2.00 月分																																					
( 1.35 )月分	( 0.95 )月分																																					
期末手当	勤勉手当																																					
2.40 月分	2.00 月分																																					
( 1.35 )月分	( 0.95 )月分																																					
期末手当	勤勉手当																																					
2.40 月分	2.00 月分																																					
( 1.35 )月分	( 0.95 )月分																																					
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)																																				
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置																																				

(注) 括弧内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年4月1日		令和7年4月1日	

##### (2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

益城町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分	最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分
その他の加算措置[定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)] 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額		7,209 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(R4年度決算)		416 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)		416 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (R4年度決算)	4,552 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	94,833 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)	16.33 %		
手当の種類 (手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価 (月額)
税務手当	税務課職員	町税の賦課、徴収	徴収は給料の4/100、賦課は2/100
感染症防疫作業手当	感染症、家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症患者の救護、家畜の防疫作業	1,000円/日
幼稚園業務手当	幼稚園に勤務する教諭	幼稚園業務	給料の3/100
保育所業務手当	保育所に勤務する保育士	保育業務	給料の2/100ただし、6~10月は4/100
老人ホーム業務手当	老人ホームに勤務する介護職員	介護業務	給料の2/100

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	71,495 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	243 千円
支給実績 (令和3年度決算)	74,014 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	246 千円

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	子10,000円、配偶者・その他6,500円	同		20,869 千円	234,000 円
住居手当	賃貸住宅(27,000円以下)	同		26,993 千円	297,600 円
通勤手当	2km以上	同		9,957 千円	56,400 円
管理職手当	4・5・6 級課長 定額	同		10,844 千円	511,200 円
宿日直手当	宿日直勤務者 4,400円	同		1,074 千円	8,800 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	830,400 円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 580,800 円	
	副町長	623,500 円	760,000 円 / 522,000 円	
	議長	332,100 円	499,000 円 / 252,000 円	
報酬	副議長	274,000 円	430,000 円 / 202,000 円	
	議員	249,100 円	400,000 円 / 174,000 円	
期末手当	町長	(令和4年度支給割合)		
	副町長	2.80	月分	
退職手当	議長	(令和4年度支給割合)		
	副議長	2.80	月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×5.0×在職年数	16,608千円	任期ごとに支給
収入役	給料月額×2.9×在職年数	7,232千円	任期ごとに支給	

- (注) 1 給料及び報酬の ( ) 内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

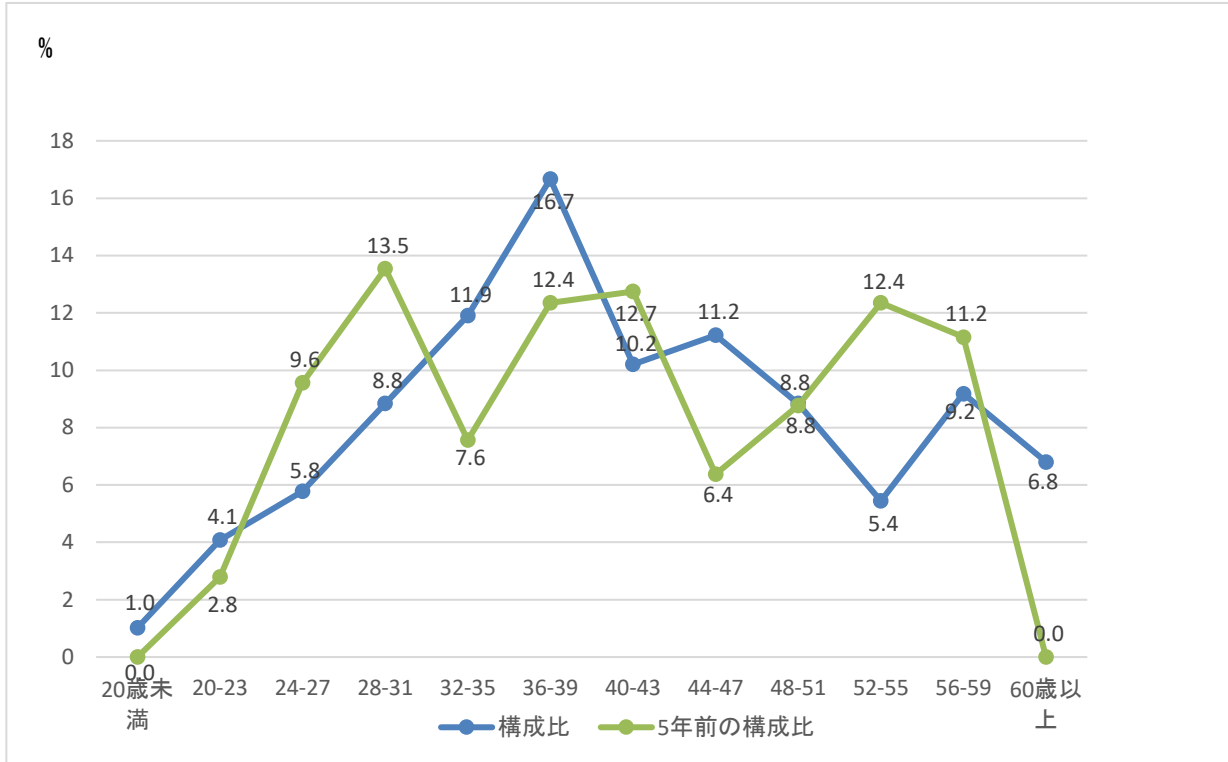
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2	2	0	
		総務	60	57	-3	
		税務	13	14	1	
		民生	70	68	-2	
		衛生	12	11	-1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	13	11	-2	
		商工	4	5	1	
		土木	54	53	-1	
	計	228	221	-7	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.48 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 52.99 人)	
	教育部門	41	42	1		
	消防部門	0	0			
	小 計	269	263	-6	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.93 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 66.46 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	9	10	1		
	下水道	13	11	-2		
	その他	10	10	0		
	小 計	32	31	-1		
合 計		301	294	-7	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.11 人	
		〔 326 〕	〔 306 〕	{ 0 }		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	12人	17人	26人	35人	49人	30人	33人	26人	16人	27人	20人	294人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間	
	30年	31年	2年	3年	4年	5年	増減数	(率)
一般行政	220	251	253	244	228	221	1	0.5%
教育	49	48	47	39	41	42	-7	-14.3%
消防							0	
普通会計計	269	299	300	283	269	263	-6	-2.2%
公営企業等会計計	26	28	32	33	32	31	5	19.2%
総合計	295	327	332	316	301	294	-1	-0.3%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### 水道事業

#### 1) 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R3年度の総費用に占 める職員給与費比率
R4年度	千円 464,346	千円 2,724	千円 57,742	% 12.4%	% 13.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R4年度	人 11	千円 37,491	千円 10,965	千円 9,286	千円 57,742	千円 5,249

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,018

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### 2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
益城町水道事業企業	42.4 歳	299,015 円	485,152 円
団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### 3) 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

益城町水道事業企業				市町村（一般行政職・団体平均等）			
1人当たり平均支給額(令和4年度)				1人当たり平均支給額(令和4年度)			
1,261 千円				1,438 千円			
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
( 1.35 )月分	( 0.95 )月分	( 1.35 )月分	( 0.95 )月分	( 1.35 )月分	( 0.95 )月分	( 1.35 )月分	( 0.95 )月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

1人当たり平均支給額			市町村（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分	最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～45%加算	
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額	千円		1人当たり平均支給額	8,676 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### ウ 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(R4年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

エ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		36 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		36,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		9.1 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道技術管理者手当	水道技術管理者	水道課で任命された職員	月額3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	6,843 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	622 千円
支給実績(令和3年度決算)	4,002 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	363 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(R4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)
扶養手当	子10,000円、配偶者・その他6,500円	同		1,434 千円	214,100 円
住居手当	賃貸住宅(27,000円以下)	同		1,715 千円	214,350 円
通勤手当	2km以上	同		456 千円	37,789 円
管理職手当	4・5・6級課長 定額	同		482 千円	361,620 円
宿日直手当	宿日直勤務者 4,400円	同		0 千円	0 円